

放射線安全取扱部会細則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「本協会」という。）「部会運営規程」第 6 条に基づき、放射線安全取扱部会（以下「部会」という。）の活動及び組織体制等について定める。

(活動)

第 2 条 部会は、アイソトープ・放射線の利用を支えるための安全管理に携わる放射線取扱主任者及び安全管理を担当する者（以下「主任者等」という）の専門家集団として、高い倫理意識を持って自主的に行動し、アイソトープ・放射線に関する知識及び安全管理技術の向上並びにそれらの普及に努め、国際的な協調を図り、また、国民との相互理解を深めることにより、アイソトープ・放射線の有効で安全な利用を通じて人々に貢献するために、次の活動を行う。

- (1) 主任者等の連携と情報交換に関する事項
- (2) 主任者等の倫理意識と自主性を高める事項
- (3) 主任者等の安全管理に関する知識及び技術の向上並びにそれらの普及に関する事項
- (4) アイソトープ・放射線を利用する者への安全取扱に関する教育
- (5) アイソトープ・放射線に係る法令に関する諸問題の検討
- (6) アイソトープ・放射線に係る安全に関する調査及び研究並びにその成果の公表
- (7) アイソトープ・放射線に関する正しい知識の一般の人々への普及
- (8) その他、部会の目的を達成するために必要な事項

(部会員)

第 3 条 部会員は、本協会の会員であって、アイソトープ・放射線及びそれらの安全取扱、管理に関心を有し、部会への所属を届け出た者とする。

- 2 部会員が団体である場合には、団体を代表する者 1 名（以下「団体代表」という）をあらかじめ部会に届け出るものとする。
- 3 部会員は、前条に掲げる精神を尊重し、同条に定める活動に積極的に協力することにより、部会の発展に努めるものとする。
- 4 部会員は、部会の公益性を念頭に置き、品位ある行動に努めなければならない。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会には、部会長 1 名、副部会長 2 名以内を置く。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部務を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障がある場合、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会員（団体にあつては団体代表）のうちから、会長が選任す

る。

(4) 副部会長は、部会長が部会員（団体にあつては団体代表）のうちから候補者を推薦し、会長が選任する。

2 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部)

第5条 部会は、全国を適切な地域に分け、各々の地域の部会の活動を統轄する支部を置く。支部には支部長1名を置く。支部長は、部会長が部会員（団体にあつては団体代表）のうちから候補者を推薦し、会長が選任する。

(部会総会)

第6条 部会長は、部会の活動計画及び活動の状況並びにその結果を部会員へ報告するため、原則年1回、部会総会を開催する。

(本部運営委員会)

第7条 部会に、部会の運営に必要な事項を審議し、部務を行うため、本部運営委員会を置く。本部運営委員会は、部会長、副部会長、支部長及び本部運営委員若干名をもって構成する。

(1) 本部運営委員は、部会長が必要と認める者の中から、会長が選任する。

(2) 本部運営委員会は、部会長が必要に応じて適宜招集し、議長には部会長が当たる。

2 本部運営委員及び支部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会長が必要と認めたときは、本部運営委員でない者に本部運営委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 特定の事項に関して本部運営委員会を補佐し、部会の特定の活動に当たるため、専門委員会を置くことができる。

専門委員会は、これを主査する部会長、副部会長、若しくは本部運営委員1名、及び部会長が必要と認め委嘱した専門委員若干名をもって構成する。

2 専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 主査が必要と認めたときは、専門委員でない者に専門委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(支部委員会)

第9条 支部に、本部運営委員会を補佐し、地域の運営に当たるため、支部委員会を置く。支部委員会は、支部長、及び部会長が委嘱した支部委員若干名をもって構成する。

2 支部長及び支部委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(部会員への周知等)

第10条 部会長は部会の活動計画、活動の状況及びその結果について、適宜、部会員に周知方を図るほか、必要に応じて部会員の意見具申を求める。

- 2 部会員は、部会の活動若しくは運営に関する希望又は意見を、随時、部会長又は本部運営委員会に申し出ることができる。
- 3 部会員及び一般に対する部会の運営並びに活動に関する情報の公開は、“Isotope News”又はその他の媒体によって行う。

(改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、本部運営委員会の議を経て、本協会の常任役員会の決議による。

附則 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 30 年 9 月 21 日に改正し同日から施行する。